船舶事故調査報告書

令和３年１１月２４日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	浸水
発生日時	令和２年８月９日　０９時３０分ごろ
発生場所	東京都大島町伊豆大島北方沖 伊豆大島灯台から真方位３５１°２.１海里付近 （概位　北緯３４°５０.０′　東経１３９°２１.９′）
事故の概要	プレジャーヨット湘南号は、南西進中、船尾甲板に波が打ち込んで海水が船尾甲板のハッチから浸入し、船内に浸水した。
事故調査の経過	令和２年１０月２７日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	 プレジャーヨット　湘南号、１３トン ２６０－２８７９０神奈川、轍産業株式会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	主機のバッテリーの濡れ損等
気象・海象	気象：天気　晴れ、風向　南南西、風速　約６m/s（最大瞬間風速約９m/s）、視界　良好 海象：うねり及び波浪　波向　南南西、波高　約３.０～３.５m
事故の経過	本船は、船長ほか４人が乗り組み、左舷船首方からのうねりにより、船尾甲板に波の打ち込みを受けながら機走により南西進していた。 船長は、操舵室で操縦していたところ、操舵室一段下の船室通路床面に海水が滞留していることを認めた。 本船は、船長がボートレスキューサービス(Boat Assistance Network) に救助を要請するとともに海上保安庁に本事故の発生を通報し、救助の要請を受けた漁船によって伊豆大島の岡田漁港まで曳航された。 船長は、本事故後、本船を点検修理した結果、平成３年に本船を購入して以来２９年間、船尾甲板にあるハッチのパッキンを点検及び交換しておらず、同パッキンに経年劣化により隙間が生じており、船尾甲板に波が打ち込んで海水がハッチから浸入して船内に浸水し、船尾部に設置された排水ポンプは令和元年１０月に交換していたが、本事故当時、同排水ポンプが故障し、海水が排水されていなかったことが判明した。
分析	本船は、船長が、本船を購入して以来、船尾甲板にあるハッチのパッキンを点検及び交換していない中、南西進中、船尾甲板に左舷船首方からの波の打ち込みを受けながら機走により航行を続けたことか

	ら、経年劣化により隙間が生じていた同パッキンに水密性能が低下していることに気付かず、船尾甲板に滞留した海水が船倉ハッチから浸入し、海水が排水されず、船内に浸水したものと考えられる。 本船の排水ポンプが故障していたことから、海水が排水されず船内に浸水したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、船長が本船を購入して以来、船尾甲板にあるハッチのパッキンを点検及び交換していない中、南西進中、船尾甲板に左舷船首方からの波の打ち込みを受けながら機走により航行を続けたため、経年劣化により隙間が生じていた同パッキンに水密性能が低下していることに気付かず、船尾甲板に滞留した海水がハッチから浸入し、海水が排水されず、船内に浸水したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・小型船舶の船長は、定期検査を実施する際に波が打ち込む甲板上のハッチ等の水密状態を点検し、不良の場合、整備又は交換しておくこと。 ・小型船舶の船長は、排水ポンプ等の排水装置が故障の場合、修理に日数が掛かるので出港予定日よりも前もって同ポンプの故障の有無を点検し、整備及び交換すること。